

令和4年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南会津町	環境水道課 (0241-62-6140)	南会津町住宅用太陽光蓄電システム設置費補助事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	省エネルギー化	補助金	太陽光発電システムと連携した蓄電システムの設置費補助 蓄電容量15,000円/1kW 限度額60,000円	(以下の要件をすべて満たすこと) ●対象者 1.町内の住宅等(自ら居住する住宅で、店舗等の併用住宅を含む)に新たに蓄電システムを設置し、同時に太陽光発電システムを設置する、もしくは設置した方。 2.町税を完納している方。 ●対象設備 1.定置用リチウムイオン電池で、公称蓄電容量が1kWh以上であること。 2.常時太陽光発電システムと連携し、その設備が発電する電力を放充電できること。 3.インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されていること。 4.国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されていること 5.未使用品であること。
南会津町	環境水道課 (0241-62-6140)	南会津町合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費補助 5人槽471,000円～51人槽以上2,979,000円 単独処理浄化槽撤去費補助 90,000円 くみ取り便槽撤去費補助 90,000円 単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助 限度額 300,000円	・公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業整備区域外 ・上記区域内でも7年以内に整備が見込まれない地域
南会津町	健康福祉課 (0241-62-6170)	介護保険住宅改修事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割～3割)	介護保険認定者
南会津町	健康福祉課 (0241-62-6170)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修費の90%を補助 限度額150,000円(自己負担1割)	65歳以上
南会津町	総合政策課 (0241-62-6210)	危険空き家等除却事業補助金	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	住宅取得・改修	補助金	【市町村民税非課税世帯】 補助対象経費の3分の2以内の額 補助限度額80万円 【市町村民税課税世帯】 補助対象経費の2分の1以内の額 補助限度額50万円【行政区】 補助対象経費の5分の4以内の額 補助限度額100万円	町税、使用料等を滞納していない方で、危険空き家等の所有者
南会津町	総合政策課 (0241-62-6210)	定住促進すまいる補助金	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	住宅取得・改修	補助金	定住促進と空き家の利活用を促進するため、住宅の取得等の経費を補助する事業 ①定住住宅取得事業 新築(土地を除き2000万以上)中古住宅(500万以上) 【補助率:1/4 限度額:50万円】 ②空き家バンク利用事業 空き家バンクに登録された建物の取得(200万円以上)及び改修(50万円以上) 【補助率:1/2 限度額50万円】 ③帰郷住宅改修等事業 三親等以内の直系尊属が現在、若しくは過去に移住していた住居に移住するための住宅の建替(2000万円以上)または増改築(50万円以上) 【補助率:1/2 限度額50万円】	①申請者または申請者の配偶者の年齢が満45歳以下であること ②対象住宅の登記簿の名義になる方である、定住する意思があること ③町税等の滞納がないこと 上記のほか、事業補との個別要件があります。詳しくは担当部署へお問い合わせください。
南会津町	建設課 (0241-62-6230)	南会津町木造住宅耐震診断促進事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担金:派遣に要する消費税及び地方消費税の額に相当する額	(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅所有者 2. 所有者等が自ら居住する住宅 3. 木造住宅 4. 過去に本事業による耐震診断を受けていない住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南会津町	建設課 (0241-62-6230)	南会津町木造住宅耐震改修促進事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	耐震化	補助金	一般耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ120万円以内の額 簡易耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ72万円以内の額 部分耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ72万円以内の額 現地建替の場合は耐震改修工事に要する費用に相当する額の10分の8以内かつ120万円以内の額 ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 所有者等が自ら居住する専用住宅又は併用住宅 2. 工事の着手が昭和56年5月31日以前である木造3階建以下の住宅 3. 建築基準法に違反していないもの 4. 耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないもの 5. 町税を滞納していないこと 6. 予算年度内に工事が完了すること 7. 建築士の設計及び監理によること 8. 町内に本店又は支店を置く施工者が工事すること
南会津町	建設課 (0241-62-6230)	南会津町ブロック塀等改修助成事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	耐震化	補助金	撤去工事、一部撤去工事、補強工事は、実際に工事に要した費用と1mあたり5,000円のいずれか低い金額の2/3かつ150,000円以内 以上の規定に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを造り替え工事は、実際に要した費用と1mあたり42,000円のいずれか低い金額の2/3かつ280,000円以内 以上の規定に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額	(町内に存する以下の要件すべてに該当するもの) 1. 避難路に面する部分 2. 高さ1.2mを超えるもの 3. 地震時に倒壊の恐れがある、又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの 4. 工事に着手していないもの 5. この事業又は他の事業による補助を受けていないもの 6. 公共工事等の補償対象でないもの 7. 売地や建物解体に関連した工事でないもの 8. 工事が完了後の塀が法第42条2項の規定により特定行政庁がしていた道路及び福島県建築基準法施行令第3条に規定される道路内に残らないもの 9. 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの 10. 自ら行う改修工事でないもの
南会津町	農林課 林業成長産業化推進室 (0241-62-6220)	南会津町産材使用新築住宅等支援事業	<a href="https://www.town.minaiaizu.lg.jp/">https://www.town.minaiaizu.lg.jp/</a>	住宅取得・改修	補助金	町産木材使用量 【新築】 ①5～6㎡未満 40万円 ②6～7㎡未満 48万円 ③7～8㎡未満 56万円 ④8～9㎡未満 64万円 ⑤9～10㎡未満 72万円 ⑥10～11㎡未満 80万円 ⑦11～12㎡未満 88万円 ⑧12～13㎡未満 96万円 ⑨13～14㎡未満 104万円 ⑩14～15㎡未満 112万円 ⑪15㎡以上 120万円 【増改築】 ①2～3㎡未満 16万円 ②3～4㎡未満 24万円 ③4～5㎡未満 32万円 ④5㎡以上は新築の場合に準じる 【薪ストーブ設置加算】 二次燃料機能を有する薪ストーブを導入した場合30万円	(以下の要件をすべて満たすこと) ①補助対象者は、町内に住民登録がされている者又は住宅の建築後に速やかに住民登録が見込める者であること ②建築工事が新築住宅及び増築又は改築であること ③補助対象とする住宅の所有者であること ④建築工事を町内業者と契約し、町産木材を使用すること ⑤町内に建築された住宅で竣工から5年以上、施工者が居住すること ⑥専用住宅又は併用住宅であること。ただし、併用住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上を専用住宅の用に供していること ⑦販売及び賃貸を目的とした住宅でないこと ⑧新築住宅にあっては、5㎡以上の町産材を使用すること ⑨増築及び改築にあっては、2㎡以上の町産材を使用すること ⑩建築工事を請け負う町内業者が、施工への引渡し前に展示会を企画し、開催を確約できること(新築の場合) ⑪施工及び建築を請け負う町内業者は、町税等の滞納がないこと ⑫補助対象者は、過去に本事業での補助をうけていないこと
下郷町	建設課 工務係 (0241-69-1177)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	耐震診断者の派遣に要する費用(自己負担12,000円)	①所有者等が自ら居住する住宅 ②木造住宅で3階建て以下の戸建て住宅(住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。) ③昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ④過去に、町事業による耐震診断を受けていない住宅
下郷町	健康福祉課 福祉係 (0241-69-1199)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/413.html">https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/413.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限以下の方
下郷町	健康福祉課 介護保険係 (0241-69-1199)	介護保険居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費	<a href="https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/307.html">https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/307.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	要介護・要支援認定者

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	住宅用太陽光発電システム設置 費補助事業	<a href="https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/387.html">https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/387.html</a>	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギーの導入促進(1kw当たり3万円・限度額12万円)	町内の住宅(店舗併用可)
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	下郷町住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/1319.html">https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/1319.html</a>	住宅取得・改修	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から転入する者が新築住宅及び中古住宅(空き家バンク登録物件に限る)を取得し、町に定住しようとする場合に費用の一部を補助する。 <b>【補助額】</b> 住宅取得に要した経費の1/2で最大140万円(補助基本額+加算額)	以下の全てを満たす者 ①町外から本町に転入後3年以内の者又は転入しようとする者 ②転入日の前3年間に於いて本町に住民登録がない者 ③取得する住宅に自ら居住し、5年以上定住する者 ④基準日から10ヶ月以内に居住する者 ⑤町税等の滞納がなく暴力団員等でない者
下郷町	町民課 生活安全係 (0241-69-1133)	合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/gomi/354.html">https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/gomi/354.html</a>	環境対策	補助金	合併浄化槽設置に要する費用限度額35万2千円～242万9千円 撤去費、配管工事に要する上乗せ補助あり(上限あり)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業実施地域を除く全地域
只見町	地域創生課 (0241-82-5220)	住宅取得支援事業補助		住宅取得・改修	補助金	新たに住宅を取得し、定住しようとする者を対象に住宅の取得費用を助成します。 ※既存住宅の建替えに係る費用は、対象となりません。 ※県外移住者は、条件を満たすことで福島県補助金が上乗せされます。	<b>【補助率・限度額】</b> ○対象経費の1/2 ○新築住宅 上限50万円、中古住宅 上限30万円
只見町	地域創生課 (0241-82-5220)	空き家改修事業補助金		住宅取得・改修	補助金	次のいずれかに該当する者の空き家の改修費用を助成します。 (1)空き家を取得又は賃借し、定住しようとする者 (2)所有する空き家を町の空き家バンクに登録し賃貸しようとする者 (3)所有する空き家を滞在交流施設や地域生活施設に改修し、利活用しようとする個人又は法人 ※空き家を新たに取得してから1年未満の方が対象となります。 ※施工業者は、町内業者のみ補助金の対象となります。	<b>【補助率・限度額】</b> ○対象経費の1/2 上限150万円(加算要件あり) ※補助金は、1世帯につき1回、1物件につき合計補助額が150万円を上限とします。
只見町	地域創生課 (0241-82-5220)	家財処分費等補助金		住宅取得・改修	補助金	次のいずれかに該当する者の家財処分費等を助成します。 (1)空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 (2)所有する空き家を解体しようとする者 (3)所有する空き家を町の空き家バンクに登録しようとする者 ※処分等に係る委託業者は南会津郡内の業者のみ補助金の対象となります。	<b>【補助率・限度額】</b> ○対象経費の1/2 上限20万円
只見町	地域創生課 (0241-82-5220)	空き家等解体工事補助金		住宅取得・改修	補助金	空き家の解体費用を助成します。 ※住宅の建替えのための解体費用は、対象となりません。 ※解体事業者は、南会津郡内の業者のみ補助金の対象となります。	<b>【補助率・限度額】</b> ○対象経費の2/3 上限30万円(加算要件あり)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
只見町	農林建設課 (0241-82-5270)	只見町克雪対策事業補助金		住宅取得・改修	補助金	(1) 屋根改良事業 対象事業費の2分の1以内の額30万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、50万円を限度額とする。 (2) 屋根融雪設備設置事業 対象事業費の2分の1以内の額30万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、50万円を限度額とする。 (3) 屋根塗装事業 対象事業費の2分の1以内の額15万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、25万円を限度額とする。 (4) 住宅周囲融雪設備設置事業 対象事業費の2分の1以内の額30万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、50万円を限度額とする。 (5) 危険屋根雪止め設置事業 対象事業費の2分の1以内の額10万円を限度額。 (6) 危険屋根改良(片屋根)事業 対象事業費の2分の1以内の額30万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、50万円を限度額とする。 (7) 冬期孤立住宅解消事業 対象事業費の2分の1以内の額100万円を限度額。ただし、要援護世帯にあっては、120万円を限度額とする。	(1) 町内に住所を有し、町税その他町に納付しなければならない料金を完納している者 (2) 同補助金の交付を受けたことがある者又は当該者の属する世帯の補助事業者にあつては、当該補助金の交付を受けた年度から起算して15年を経過したものの (3) 当該工事の施工者を町内業者とする者 (4) 克雪対策事業を道路、公共施設又は隣接する第三者に対し迷惑とならない構造で実施する者
只見町	農林建設課 (0241-82-5270)	只見町安全安心耐震促進事業		耐震化	その他	耐震診断事業 個人負担7,000円	(以下の要件をすべて満たすこと) 1 自ら所有し居住している専用住宅又は併用住宅 2 工事の着手が昭和56年5月以前である木造3階建以下の住宅 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等で建築されたもの
只見町	農林建設課 (0241-82-5270)	浄化槽設置整備事業補助		環境対策	補助金	○限度額(撤去費含む) 合併処理浄化槽の設置補助 5人槽 680千円 7人槽 900千円 10人槽 1,120千円 11~20人槽 1,895千円 21~30人槽 3,357千円 31~50人槽 4,429千円 撤去費5~50人槽 ※撤去費を含めて限度額まで補助。	農業集落排水処理区域外
只見町	農林建設課 (0241-82-5270)	浄化槽維持管理費助成金		環境対策	その他	浄化槽の維持管理に係る費用の一部(法定検査料)を助成します ・7条検査 10,000円/基 ・11条検査 6,000円/基 ※福島県浄化槽協会の請求に基づく代理受領となります。	農業集落排水処理区域外
只見町	農林建設課 (0241-82-5270)	浄化槽設備修繕費補助金		環境対策	補助金	浄化槽の修繕に係る費用の一部を助成します ・対象経費 2万円以上の修繕(本体、槽内部機材、フロア、排水ポンプ) ・補助率 2/3以内(限度額15万円)	農業集落排水処理区域外 ・滞納がないこと ・法定検査、清掃保守点検を受け記録を保存していること

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件																										
只見町	農林建設課 (0241-82-5230)	只見町地元産材活用支援事業		住宅取得・ 改修	補助金	<p>町産材を使用して木造住宅等(住宅、車庫、工場、倉庫、事務所及び店舗など)の新築、増築又は改築をされる方に対し使用町産木材の量に応じた補助。</p> <p>使用町産木材の量</p> <table border="0"> <tr> <td>4㎡未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>4㎡以上8㎡未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>8㎡以上12㎡未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>12㎡以上16㎡未満</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>16㎡以上20㎡未満</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>20㎡以上</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	4㎡未満	10万円	4㎡以上8㎡未満	20万円	8㎡以上12㎡未満	40万円	12㎡以上16㎡未満	60万円	16㎡以上20㎡未満	80万円	20㎡以上	100万円	<p>補助の要件</p> <p>(1) 建築主は、町内の公衆用道路及び給排水施設の維持管理など公共サービスの提供を受けることができる場所に木造住宅等の建設などを行う者。</p> <p>(2) 建築主は住所又は事業所が町内にあり、かつ町税などの滞納がないこと。</p> <p>(3) 同一建物が只見町の実施する他の制度による補助金などの交付の対象とならないこと。</p> <p>(4) 施工者の主たる事業所は町内にあること。</p> <p>(5) 事業実施年度の4月1日以降に着工(根切り工事又は杭工事を開始)していること。</p> <p>(6) 主要構造材(柱・梁・桁・土台)、羽柄材及び造作材において下記の量以上の町産材(町内の森林から生産され、町内で製材、加工された木材)を使用している建築物。</p> <p>建築物の床面積/使用する町産木材の量</p> <table border="0"> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>/2㎡以上</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上65㎡未満</td> <td>/3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>65㎡以上80㎡未満</td> <td>/4㎡以上</td> </tr> <tr> <td>80㎡以上95㎡未満</td> <td>/5㎡以上</td> </tr> <tr> <td>95㎡以上110㎡未満</td> <td>/6㎡以上</td> </tr> <tr> <td>110㎡以上125㎡未満</td> <td>/7㎡以上</td> </tr> <tr> <td>125㎡以上</td> <td>/8㎡以上</td> </tr> </table>	50㎡未満	/2㎡以上	50㎡以上65㎡未満	/3㎡以上	65㎡以上80㎡未満	/4㎡以上	80㎡以上95㎡未満	/5㎡以上	95㎡以上110㎡未満	/6㎡以上	110㎡以上125㎡未満	/7㎡以上	125㎡以上	/8㎡以上
4㎡未満	10万円																																
4㎡以上8㎡未満	20万円																																
8㎡以上12㎡未満	40万円																																
12㎡以上16㎡未満	60万円																																
16㎡以上20㎡未満	80万円																																
20㎡以上	100万円																																
50㎡未満	/2㎡以上																																
50㎡以上65㎡未満	/3㎡以上																																
65㎡以上80㎡未満	/4㎡以上																																
80㎡以上95㎡未満	/5㎡以上																																
95㎡以上110㎡未満	/6㎡以上																																
110㎡以上125㎡未満	/7㎡以上																																
125㎡以上	/8㎡以上																																

※詳細については、各市町村の窓口にご問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)